

○ 中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

改正案	現行
<p>（共済事業の利用者等の利益の保護のための体制整備に係る事業又は業務の範囲）</p> <p>第百五十八条の二 法第五十八条の五の二第一項に規定する主務省令で定める事業又は業務は、共済事業を行う組合が行うことができる事業（次条において「共済関連事業」という。）とする。</p> <p>（共済事業の利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）</p> <p>第百五十八条の三 共済事業を行う組合は、当該組合又はその子金融機関等（法第五十八条の五の二第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済関連事業に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</p> <p>二 次に掲げる方法その他の方法により当該利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備</p> <p>イ 対象取引を行う部門と当該利用者等との取引を行う部門を分離する方法</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 
- ロ 対象取引又は当該利用者等との取引の条件又は方法を変更する方法
  - ハ 対象取引又は当該利用者等との取引を中止する方法
  - ニ 対象取引に伴い、当該利用者等の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者等に適切に開示する方法
  - 三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表
  - 四 次に掲げる記録の保存
    - イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録
    - ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録
  - 2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。
  - 3 第一項の「対象取引」とは、共済事業を行う組合又はその子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う共済関連事業に係る利用者等の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。
    - (組合と密接な関係を有する法人)
- 第百五十八条の四 令第二十七条の二第三項に規定する主務省令で定める法人は、次の各号に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該組合（当該組合の子法人等を含む）
- 

(新設)

以下この項において同じ。)がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるもの並びに子法人等を除く。)とする。

一 当該組合が他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、当該組合がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等

二 当該組合が他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの  
イ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合がその財務及び営業若しくは事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該組合から重要な融資を受けていること。

ハ 当該組合から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該組合との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該組合がその財務及び営業又は事業の方針の決定

に対して重要な影響を与えることができることが推測される  
事実が存在すること。

三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組  
合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があ  
ることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使する  
と認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行  
使することに同意している者が所有している議決権とを合わせ  
て、他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（  
当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を  
含む。）における当該他の法人等であつて、前号イからホまで  
に掲げるいずれかの要件に該当するもの

2

前項の「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上  
若しくは事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株  
主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この条において同じ  
。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除  
く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子  
法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における  
当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

一 当該組合が議決権の過半数を自己の計算において所有してい  
る他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は  
更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる  
他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認め  
られるものを除く。以下この項において同じ。）

二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合が当該他の法人等の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ 其他当該組合が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、前項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

4 第一項及び第二項の「法人等」とは、会社その他これに準ずる

事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

第六百六十七条 法第六十一条の二第二項の子会社その他主務省令で定める特殊の関係にある者は、次に掲げるものとする。

一 当該組合の子法人等（第五百五十八条の四第二項に規定する子法人等をいう。）であるもの

二 当該組合の関連法人等（令第二十七条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）であるもの

（削る）

第六百六十七条 法第六十一条の二第二項の子会社その他主務省令で定める特殊の関係にある者は、次に掲げるものとする。

一 当該組合の子法人等であるもの

二 当該組合の関連法人等であるもの

2| 前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子

法人等が他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

一| 当該組合が議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）

二| 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己

の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げる  
いずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該  
組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係  
があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行  
使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議  
決権を行使することに同意している者が所有している議決権  
とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めてい  
ること。

ロ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであ  
つた者であつて当該組合が当該他の法人等の財務及び営業若  
しくは事業の方針の決定に関して影響を与えることができる  
ものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関  
の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決  
定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計  
上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合  
が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を  
行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引  
等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資  
金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該組合が当該他の法人等の意思決定機関を支配し



(削る)

ていることが推測される事実が存在すること。

三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 |

第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該組合（当該組合の子法人等を含む。以下この項において同じ。）がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるもの並びに子法人等を除く。）をいう。

一 当該組合が他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、当該組合がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等

- 
- 二 当該組合が他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合がその財務及び営業若しくは事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該組合から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該組合から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該組合との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該組合がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号イからホまで
-

(削る)

第百六十八条 法第六十一条の二第二項の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 連結組合の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該組合及びその子法人等(第百五十八条の四第二項に規定する子法人等をいう。)が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益金額又は経常損失金額及び資産

に掲げるいずれかの要件に該当するもの

4 | 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

第百六十八条 法第六十一条の二第二項の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 連結組合の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該組合及びその子法人等(前条第二項に規定する子法人等をいう。)が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益金額又は経常損失金額及び資産の額(以下こ

の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

（組合がその経営を支配している法人）  
第百八十九条 法第百五条の三第四項に規定する主務省令で定める法人は、当該組合の子法人等（第百五十八条の四第二項に規定する子法人等をいう。）とする。

の号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

（組合がその経営を支配している法人）  
第百八十九条 法第百五条の三第四項に規定する主務省令で定める法人は、当該組合の子法人等（第百六十七条第二項に規定する子法人等をいう。）とする。